

札幌市開発許可等審査基準 新旧対照表

現行基準	改正案	備考
<p>(土地の区画形質の変更)</p> <p><b>第3条</b> 法第4条第12項に規定する「土地の区画形質の変更」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。</p> <p>(1) 切土又は切盛土をする行為であって、<u>当該切土又は切盛土の高さが2mを超えるもの</u></p> <p>(2) 盛土をする行為であって、<u>当該盛土の高さが1mを超えるもの</u></p> <p>(3) 切土又は盛土をする行為であって、当該切土又は盛土をする面積が500㎡を超えるもの</p> <p>(4) 宅地以外の土地を利用する行為</p> <p>(5) 道路を新設又は変更する行為</p> <p>※1 (1)～(3)について</p> <p>① 防災措置が不要な盛土等は、(1)及び(2)に該当しない。</p> <p>例1 凹地(池、沼等)を埋める行為で当該区域の内外に段差を生じないもの</p> <p>例2 小規模な築山の造成、除却</p> <p>② 建築物の建築等と一体不可分の工事と認められる行為は、(1)～(3)に該当しない。</p> <p>例1 建築における基礎打、土地の掘削</p> <p>例2 建物解体における底地部分の埋戻し</p> <p>例3 樹木の伐採、抜根の埋戻し</p> <p>③ 敷地地盤高を変更する場合で、変更高が30cm以内のものは、(3)に該当しない。</p>	<p>(土地の区画形質の変更)</p> <p><b>第3条</b> 法第4条第12項に規定する「土地の区画形質の変更」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。</p> <p>(1) 切土又は切盛土をする行為であって、高さが2mを超える<u>がけができるもの</u></p> <p>(2) 盛土をする行為であって、高さが1mを超える<u>がけができるもの</u></p> <p>(3) 切土又は盛土をする行為であって、当該切土又は盛土をする面積が500㎡を超えるもの</p> <p>(4) 宅地以外の土地を利用する行為</p> <p>(5) 道路を新設又は変更する行為</p> <p>※1 (1)～(3)について</p> <p>① 防災措置が不要な盛土等は、(1)及び(2)に該当しない。</p> <p>例1 凹地(池、沼等)を埋める行為で当該区域の内外に段差を生じないもの</p> <p>例2 小規模な築山の造成、除却</p> <p>② 建築物の建築等と一体不可分の工事と認められる行為は、(1)～(3)に該当しない。</p> <p>例1 建築における基礎打、土地の掘削</p> <p>例2 建物解体における底地部分の埋戻し</p> <p>例3 樹木の伐採、抜根の埋戻し</p> <p><u>③ (1)及び(2)に規定する「がけ」とは、地表面が水平面に対し30°を超えて傾斜している土地をいう。</u></p> <p><u>④</u> 敷地地盤高を変更する場合で、変更高が30cm以内のものは、(3)に該当しない。</p>	<p>宅地造成等規制法との概念統一のため</p> <p>「がけ」の概念を追加</p> <p>③の追加による番号の繰り下げ</p>